

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

[法律案の審査]

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、包括的核実験禁止条約上の義務を履行するための国内法整備であり、核爆発の禁止、報告徴収、条約により設立される機関の指定する者の立入調査等について規定を整備しようとするものである。

委員会においては、5月30日に趣旨説明を聴取し、6月6日、条約未署名国の署名促進のための我が国の取組、核爆発探知能力の現状と国際監視網整備への貢献策、プルトニウムの需給見通し等について質疑が行われ、同日、全会一致をもって可決した。

[国政調査等]

2月21日、近岡科学技術庁長官から所信を、沖村科学技術庁長官官房長から平成9年度科学技術庁関係予算について説明を聴取した。また同日、池田科学技術庁原子力安全局長から高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関し、温度計の破損原因、ナトリウム漏えい燃焼実験の結果等について報告を聴取した。

2月26日、所信に対して、研究評価の在り方、ライフサイエンスの振興、「もんじゅ」事故の原因と対策等について質疑が行われた。

3月11日に動燃東海事業所再処理施設において火災爆発事故が発生し、これを受けて17日、政府より事故の状況と今後の対応について説明を聴取した後、過去における消火訓練の有無、「もんじゅ」事故の教訓の再処理施設火災爆発事故への反映等について質疑が行われた。また、3月21日、動燃東海事業所再処理施設の火災爆発事故現場を視察し、関係者から説明を聴取した。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度科学技術庁予算の審査を行い、科学技術基本計画の予算案への反映、経済コストの観点からのプルサーマル計画見直しの必要性、脳科学研究の目的と研究成果の活用等について質疑が行われた。

5月16日、動燃東海事業所再処理施設火災爆発事故の原因調査状況について政府から報告を聴取し、爆発事故発生当時の職員の配置状況、事故による「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」への影響、施設の安全審査体制

の責任の所在等について質疑が行われた。

6月17日、動燃改革検討委員会における検討状況について政府から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年2月21日（金）（第2回）

- 科学技術振興のための基本施策に関する件について近岡科学技術庁長官から所信を聴いた。
- 平成9年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について政府委員から報告を聴いた。

○平成9年2月26日（水）（第3回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 科学技術振興のための基本施策に関する件について近岡科学技術庁長官、政府委員及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成9年3月17日（月）（第4回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 動燃東海事業所再処理施設における火災爆発事故に関する件について近岡科学技術庁長官、政府委員、科学技術庁、消防庁、内閣官房当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君、同事業団副理事長植松邦彦君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成9年3月27日（木）（第5回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(総理府所管（科学技術庁）)について近岡科学技術庁長官、政府委員、文部省当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団副理事長植松邦彦君、

同事業団理事中野啓昌君及び同事業団理事長近藤俊幸君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 動燃東海事業所再処理施設における火災爆発事故に関する件について委員長から視察の報告を聴いた。

○平成9年5月16日（金）（第6回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 動燃事業団アスファルト固化処理施設における火災爆発事故に関する原因調査状況について近岡科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた。
- 動燃東海事業所再処理施設火災爆発事故等に係る諸問題に関する件について近岡科学技術庁長官、政府委員、都甲原子力安全委員会委員長、資源エネルギー庁当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君、同事業団理事中野啓昌君及び同事業団副理事長植松邦彦君に対し質疑を行った。

○平成9年5月30日（金）（第7回）

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について近岡科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月6日（金）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について近岡科学技術庁長官、政府委員、都甲原子力安全委員会委員長、外務省及び気象庁当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第88号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、新社
反対会派 なし

○平成9年6月17日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 動燃改革検討委員会における検討状況に関する件について近岡科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた。
- 科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。
 - 平成9年6月18日（水）（第10回）
 - 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

【要旨】

本法律案は、包括的核実験禁止条約（以下、条約）の実施に伴い、核爆発の禁止、報告徴収、包括的核実験禁止条約機関の指定する者による立入調査等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣は、条約により設立される包括的核実験禁止条約機関等から条約の定めるところにより要請があった場合、包括的核実験禁止条約機関等に対して説明を行うため、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に關し報告させることができる。
 - 2 内閣総理大臣は、3の立入調査等が行われた場合、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うため、関係者に対し、立入調査等の対象となった土地等に關し報告させることができる。
 - 3 包括的核実験禁止条約機関の指定する者は、条約の定める範囲内において立入調査等をすることができる。
 - 4 核爆発を生じさせた者は、7年以下の懲役に処するとともに、その未遂罪は、罰する。
 - 5 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(4) 付託議案審議表

- 内閣提出法律案（1件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
88	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9. 4. 25	9. 5. 26	9. 6. 6 可 決	9. 6. 9 可 決	9. 5. 9 科学技術	9. 5. 20 可 決	9. 5. 20 可 決
				○9. 5. 9 衆本会議趣旨説明					